

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師向け
マイナ保険証利用促進のためのお声掛け

令和7年4月版

患者等にマイナ保険証を利用促進する際のお声掛けの参考としてご活用ください。

最初のお声掛け

当施設ではマイナンバーカードを健康保険証として利用いただけます。マイナンバーカードをお持ちでしょうか？

はい

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。
マイナ保険証を利用してみませんか？
(★)

はい

こちらの端末でマイナンバーカードの読み取りをして資格確認をさせていただきます。

- ※ モバイル端末等でマイナ資格確認アプリを利用し、目視または暗証番号にて本人確認後、マイナンバーカードの読み取りを行う。
- ※ マイナンバーカードに健康保険証登録がされているかわからない場合でも、アプリで読み取ることで健康保険証の利用登録状況が確認できます。利用登録がされていない場合は、アプリの手順に沿って登録してください。

いいえ

健康保険証 または 資格確認書のご提示をお願いします。

※ 有効な健康保険証 または 資格確認書を確認する。

いいえ

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。
ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください。
(★)

まだ作成していない場合

マイナンバーカードの申請方法についてはこちらに詳しい説明があります。
多くの自治体で出張申請などのサポートもありますので、ぜひ作成をご検討ください。
※ 「マイナンバーカードの申請方法」のリーフレットをお渡りする。



(★) 利用促進のお声掛けとして、こちらのお声掛けまでぜひお願いいたします。